

安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定業務 に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

本業務は、安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定にあたり、安城市民の生涯学習及びスポーツ振興の総合的かつ効果的な推進のための計画を策定することができる、高度な専門知識と高等な技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を審査し選定する。

2 業務概要

（1）業務名

安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定業務委託

（2）業務場所

安城市内及び受注者所在地

（3）業務内容

別紙「安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定業務仕様書」のと
おり

（4）履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

（5）提案上限額（消費税及び、地方消費税を含む）

総額 金11,000,000円

うち令和6年度分 金5,500,000円

うち令和7年度分 金5,500,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1）公告の日において安城市競争入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている事
業者であること。
- （2）過去10年間（当該年度含まず）において、市町村の発注する生涯学習推進計
画策定又はスポーツ推進計画策定に関する業務の実績を有すること。
- （3）公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加停止措置を受けていないこ
と。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し
ないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。

（6）公告の日から契約締結日までの間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和6年6月4日（火）	公告
	質問書・参加表明書の受付開始
令和6年6月13日（木）午後5時	質問書の提出期限
令和6年6月21日（金）午後5時	参加表明書の提出期限
令和6年7月10日（水）午後5時	企画提案書の提出期限
令和6年7月18日（木）	企画提案審査
令和6年7月23日（火）	企画提案審査（予備日）
令和6年7月26日（金）	結果通知・結果公表予定
令和6年8月上旬	契約締結

5 参加手続

（1）質問

ア 提出方法

質問書（様式第6）を「12 連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に提出すること。電子メールの件名は、「【質問者名】安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定業務委託質問書」とし、電子メール送信後は、必ず電話で到達確認を行うこと。

イ 提出期限

令和6年6月13日（木）午後5時必着

ウ 質問に対する回答

質問者の名称等を伏せた上で、隨時、回答を安城市ホームページ（本実施要領が記載されているページ）にて公表する。

エ 電話・FAXによる質問、本実施要領及び仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

(2) 参加表明

ア 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

	名称	様式	備考
1	参加表明書	様式第1	
2	会社概要	様式第2	
3	類似業務 実績一覧	様式第3	市町村の発注する生涯学習推進計画又はスポーツ推進計画策定に関する業務の実績を過去10年分記載。
4	業務実施 体制図	様式第4	本業務を受託した場合の業務実施体制図（指揮命令系統）を提示すること。なお、様式第5に掲げる業務従事者の氏名は必ず記載すること。
5	業務従事者 一覧	様式第5	

様式については安城市ホームページ（本実施要領が記載されているページ）からダウンロードすること。

イ 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時必着

ウ 提出先

〒446-0041 安城市桜町17番11号

安城市教育委員会生涯学習課生涯学習係

へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター）

エ 提出方法

持参（月曜日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。）又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）なお、郵送した場合は「12 連絡先」へ電話連絡を入れること。郵便事故の責任は負わない。なお、提出時の企画内容説明は受け付けない。

オ 参加資格の確認

参加資格の確認の結果、失格者がいる場合は、令和6年6月27日（木）をめどに、その旨を当該失格者の参加申込書に記載された連絡先電子メールアドレス宛に通知する。

(3) 企画提案

ア 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、書類の様式は任意とする。

	名称	備考
1	企画提案書	<ul style="list-style-type: none">・別紙「業者を選定するための評価基準と評価点」に基づき作成すること。・表題は「安城市生涯学習推進計画（生涯学習・スポーツ）策定業務委託企画提案書」とすること。・A4判長辺綴じ30ページ以内（表紙及び目次は、ページ数に含まない。）で、両面印刷にて作成すること。A3判の用紙を使用する場合は、1面を2ページとカウントし、片面印刷とすること。・文字サイズは、12ポイント以上とすること。ただし、注記については9ポイント以上とする。・専門用語をできるだけ避け、理解できる内容とすること。やむを得ず専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すこと。また、写真、挿絵等を有効に使い、視覚的に分かりやすい構成とすること。・ページ番号を付記すること。位置は問わない。・正本を1部と副本を11部提出すること。正本は製本し、副本は取外しが可能なファイルに綴じること。・作業スケジュールを記載すること。
2	見積書	<ul style="list-style-type: none">・消費税及び地方消費税は含めないこと。・見積金額に消費税を含めた金額が、提案上限額を超えないこと。
3	見積内訳書	<ul style="list-style-type: none">・見積金額の年度毎の内訳が分かるものとすること。・項目別に概要、税抜金額、税額、税込金額が分かるようすること。

イ 提出期限

令和6年7月10日（水）午後5時必着

ウ 提出先・提出方法

（2）参加表明の提出と同様とする。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 企画提案に関する書類の追加、変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等軽微な修正は、発注者に事前連絡し、承諾を得た場合は修正できる。
- イ 提出書類の返却はしないものとする。
- ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定にのみ使用するが、安城市情報公開条例（平成12年12月21日安城市条例第49号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(6) 提出書類の無効

次のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審査対象としないものとする。

- ア 提出書類が提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、記載すべき事項以外の内容が記載されている等の不備がある場合
- ウ 見積金額が本業務の各年度の上限額を超えている場合
- エ 提案書に虚偽の記載をした場合

この場合は、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成7年4月1日施行）に規定する入札参加資格停止措置を行うことがある。
- オ 複数の提案書を提出した場合
- カ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- キ 企画提案審査に参加しなかった場合（ただし、企画提案審査を都合により実施しなかった場合を除く。）
- ク 内容の問い合わせ等に応じなかった場合
- ケ 本プロポーザルの公告後、選定委員に働きかけがあったと認められた場合
- コ その他選定委員会において不適当と認められた場合

6 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、生涯学習部長を委員長とする選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

7 企画提案審査

(1) 提案説明（プレゼンテーション）

- ア 説明 委員会にて、事前に提出された提案書を基に参加者が説明する。
- イ 時間 準備10分、説明30分、質疑応答15分、片付け5分とする。
- ウ 出席者 3名以内とし、本業務の業務従事者を主な説明者とする。
- エ 機材 プロジェクター及びスクリーンについては、発注者が用意する。

(2) 実施日時 令和6年7月18日（木）（予備日 7月23日（火））
午前9時から午後5時のうち該当者に別途通知する時間。

(3) 場所 へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター）

(4) 評価基準 別紙のとおり

(5) その他

ア 発注者は、企画提案審査の内容を録音することができる。

イ 参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和6年7月10日（水）午後5時までに、辞退届（様式第8）を提出すること。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札に一切影響はないものとする。

8 優先交渉権者の決定

別紙「選定委員会における候補者の選定方法」により選定された候補者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

9 選定結果

(1) 通知予定日 令和6年7月26日（金）

(2) 通知方法 参加者に文書で個別に通知する。また、市公式ウェブサイトにて公表する。

10 契約

発注者は、優先交渉権者を契約候補者として特定し、企画提案に基づき、業務の履行に必要な具体的な履行条件など協議と調整を行い、契約を締結する。ただし、仕様書等の詳細については、受注者と別途協議の上、決定するが、解釈に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるものとする。

なお、優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点の者と協議を行う。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る説明会は行わない。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等の費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。

(4) 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて任意で追加資料を求めることがある。

(5) 選定の経緯については、公表しない。

(6) 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。

(7) 優先交渉権者は、企画提案書の電子データをCD-R又はDVD-Rで提出す

ること。「10 契約」で次点者と協議を行った場合には、次点者も企画提案書の電子データを同様に提出すること。

- (8) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (9) 提出された書類及び電子データは、参加者に無断で他の用途に使用しない。
- (10) 提出された書類及び電子データは、必要な範囲において複製を作成することある。
- (11) 本業務実施において、選定された優秀提案者の企画提案に拘束されない。
- (12) 本プロポーザルにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

1.2 連絡先

安城市教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習係

(受付時間 午前9時～午後5時（休館日を除く）)

〒446-0041 愛知県安城市桜町17番11号

へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター）

電話 0566-76-1515

FAX 0566-77-6065

電子メール shogaku@city.anjo.lg.jp

業者を選定するための評価基準と評価点

区分	項目	評価基準	指標	配点
業務実績・業務体制等	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験があるか	同種・類似業務の実績、資格及び専門分野の適切性等	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制・内部の意思疎通、連絡体制は妥当か	担当者数、担当者の配置、構成等	10
実施方針・提案内容等	計画策定スケジュール	業務を遂行するのに当たり、全体として無理のないスケジュールで、妥当なものとなっているか。	実施フロー、工程表等の的確性	5
		会議等を効率良く運営できることが期待できるか	会議の円滑性	5
	業務の理解度	安城市の特性、現状、課題、周辺地域の特徴などを把握しているか。	業務実施方針、提案内容等の的確性	5
		生涯学習推進計画・スポーツ推進計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など、基礎的な知識があるか。	業務実施方針、提案内容等の的確性	5
		会議運営、意見交換会、パブリックコメント実施への支援の中に積極的な市民協働の手法を提案し、これまでの諸計画にとらわれない企画力と実効性、独創性のある計画づくりを策定する提案か。	業務実施方針、提案内容等の的確性	20
ヒアリング・プレゼンテーション	説得力	企画提案書の内容を補完して、わかりやすい優秀な説明力、説得力を有しているか。	説得力、論理性	5
	知識	質問に対する回答が的確、迅速、明快で、豊富な知識力を有しているか。	知識、見識の深さ	5
	取組み姿勢	積極的に取り組む意欲が見られ、市との意思疎通が適切に図られ、柔軟な対応が可能か。	業務への意欲、積極性	10
価格	価格評価	最低見積価格／当該業者の見積価格×20点		
合計				100

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

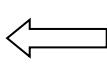
(1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（総合計点）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

(1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

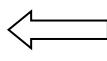
	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2



第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690



1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

II 提案者が3者以上の場合

(1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。
(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高いものを候補者とする。
(判定事例2)

(3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く（3人）獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、〔A〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。